

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀東部水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	71.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.0 %
全職員	66.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
次長相当職	— %
課長相当職	— %
課長補佐相当職	— %
係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	83.5 %
1～5年	93.4 %

【説明欄】

- ・ 2. (1) 「課長補佐相当職」及び (2) 「26～30年」並びに (2) 「11～15年」は、一方の性別の職員1人が対象となるため「—」と記載。
その他については、一方の性別の職員が存在しないため「—」と記載。
- ・ 近年の女性の新規採用の増加により、相対的に給与水準の低い職員が女性に多くなるため、職員の給与の男女の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。